

48 リサイクルの推進とごみの発生抑制

(1) ごみの発生を抑制する

●ごみの発生抑制の計画的推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～8年度）」を平成29年3月に策定した。

計画では、「みどりあふれる循環型都市をめざして」を基本理念とし、ものを大事にする、資源を循環させるという習慣が根付き、区民・事業者・区が取組が生活の快適さやうおいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりを目指している。

また、「練馬区リサイクル推進条例」第19条に定める「練馬区リサイクル推進計画」は、「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～8年度）」の施策と不可分であることから、これに包含されるものとしている。

●普及啓発の推進

1 情報の発信

区で行っている取組について、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」を作成し、情報を発信している。



〔練馬区資源・ごみの分け方と出し方〕

2 清掃事務所における啓発活動

清掃事務所では、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るため、さまざまな啓発活動・指導を行っている。

(1) ふれあい環境学習

主に小学校4年生を対象に、模擬ごみの分別体験を通じ、ごみの分別等への関心を持ってもらうほか、環境学習車を使ってごみ収集の仕組みや機能を説明



〔「できることからはじめよう！」〕

している。5年度は区立小学校56校で実施し、区作成の冊子「できることからはじめよう！」を配布した。また、保育園および幼稚園等でも実施している。

(2) 大規模建築物排出指導

1,000㎡以上の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導、助言を行っている。また、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、講習会を実施している。

3 練馬区環境清掃推進連絡会

練馬区環境清掃推進連絡会は、町会・自治会を中心とした環境、清掃およびリサイクルに関わる類似の住民組織を統合して、平成15年7月に組織された任意団体である。区と協働で、循環型社会づくりを推進し、地域環境の保全に寄与している。

5年度は、5月と11月を美化活動月間とし、各町会・自治会が清掃活動を実施した。また、東京都中央防波堤埋立処分場の見学会や環境問題に関連する研修会を実施した。

●生ごみの発生抑制

生ごみの資源化を進め、ごみの減量を図るために、生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っている。

また、家庭用生ごみ処理機の貸出しも行っており、5年度は33件の利用があった。

●食品ロス削減の取組

家庭で食べきれずに廃棄されてしまう未利用食品を有効利用につなげ、食品ロスを削減するため、平成29年度からフードドライブ事業を開始した。5年度は、7月10日からリサイクルセンターにフードドライブ受付窓口を常設したほか、練馬まつりや練馬こぶしハーフマラソン等のイベント開催時に食品を集め、集まった食品を区内のこども食堂等に提供した。

●リサイクルセンター

1 整備・運営

リサイクルおよび環境学習活動の拠点として、平成9年3月に関町リサイクルセンター、14年10月に春日町リサイクルセンター、21年4月に豊玉リサイクルセンター、29年4月に大泉リサイクルセンターが開館した。

施設には、展示室、リサイクル工房、情報資料コーナー、実習室、多目的室、会議室、コミュニティコー

ナーなどがある。いずれも指定管理者が運営している。

2 事業

多くの区民ボランティアとともに、リサイクルや環境に関する事業を行っている。

(1) 環境・リサイクル講座の開催

不用品を使った衣類のリメイクやおもちゃ作り、環境を扱った講座などを行った。5年度は538回開催した。

(2) 再使用家具等の展示・販売

粗大ごみとして出された家具類のうち、再使用可能なものは簡易な修理・清掃を行い、低廉な価格で販売した。5年度は、区民提供の小物と合わせて123,354点を販売した。

(3) 環境リサイクル情報の収集・提供

環境およびリサイクルに関する情報・資料（書籍・ビデオなど）を収集し、区民に提供している。5年度は情報誌「ゆずりは」を6回発行した。

●再使用の促進

1 リサイクル・マーケット支援

家庭で不用となった衣類、生活雑貨などを、地域で再使用してもらうことを目的にリサイクル・マーケットを開催する団体に対して、区報への掲載、区立公園使用の許可申請などの支援を行っている。5年度は公園や区立施設など8会場で、48回のリサイクル・マーケットが開催された。

2 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を区民相互で有効に活用してもらうため、「譲ります」「譲ってください」カードを掲示できる大型生活用品リサイクル情報掲示板を運用している。5年度末現在、区立施設17か所に設置している。

(2) リサイクルを進める

●庁舎等区立施設でのリサイクルの推進

1 再生資源の分別回収

区では事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物のリサイクルを図るため、平成9年度から、これまでの古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイの回収を全施設で開始した。さらに、13年度から乾電池、20年度から廃食用油、22年度から蛍光管を回収品目に加えた。

また、練馬庁舎では、14年度からマテリアル資源を回収している。

〔庁舎等区立施設回収〕

(単位：t)

年 度	3	4	5
古紙等	917.4	911.5	904.5
びん	5.1	5.7	6.5
缶	16.2	13.7	15.7
ペットボトル	10.8	12.3	13.4
トレイ	0.0	0.0	0.0
乾電池	1.7	3.1	3.6
マテリアル資源	34.6	31.8	31.2
廃食用油	7.3	8.0	7.9
蛍光管	3.1	2.5	2.6
計	996.2	988.7	985.4

2 学校等生ごみの資源化

平成14年2月から、小・中学校92校および学校給食総合調理場2か所で、区の委託事業による生ごみの一括回収および肥料化を開始した。

これに加え15年度から保育園、16年度から福祉施設での回収も開始した。

5年度末現在、小・中学校97校、保育園60園、福祉施設6か所および庁舎1か所の計164か所で回収を行っている。

肥料は一般公募により「練馬の大地」と名づけられ、平成15年6月20日に区で商標登録した。5年度は1,009.6tの生ごみが回収され、347.6tの「練馬の大地」が出荷された。

●効率的な資源回収システムの構築

1 集団回収団体支援

各区の事業として、平成4年7月に都から移管された。資源回収業者と協力してリサイクルに取り組む区民の自主的な団体は、登録団体になることができる。

区は、登録団体から資源回収の実績報告を受け、年2回、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給するのに加え、29年7月から、区内登録業者と契約して資源回収を行った団体に対し、報奨金を一割加算して支給している。このほか、集荷場所案内板などの支給や資源回収業者の紹介も行っている。

〔集団回収〕

年 度	3	4	5
回収量	8,967.8 t	8,501.1 t	8,013.9 t
団体数	659 団体	655 団体	659 団体

2 集積所資源回収（古紙）

平成9年6月から都清掃局のモデル事業として、光が丘地区で古紙・びん・缶の回収を開始し、12年2月

から区内全域で週1回集積所での古紙の回収を開始した。

資源の種別ごとに定められた方法で出すことになっている。23年4月からは、集積所での紙パックの回収を開始した。

なお、古紙など資源持ち去りに対する防止策として、21年7月に「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」を改正し、持ち去り行為を行った者に対する罰則規定を設けた。

また、禁止命令の行政処分を受けた者の氏名などを区ホームページなどで公表する制度を25年4月から開始し、古紙持ち去り対策の強化を図っている。

26年12月には、古紙問屋、製紙メーカー、資源回収事業者と覚書を締結し、広域的な取締り体制を構築した。

〔古紙回収〕 (単位：t)

年度	3	4	5
回収量	15,176.7	14,879.1	14,030.9

3 集積所資源回収（容器包装プラスチック）

平成20年10月の資源・ごみの分別変更から、プラマーク表示のある容器包装プラスチックの資源回収を開始した。

容器包装プラスチックは、法により製造・販売事業者がリサイクルの義務を負い、その費用を負担している。

区の役割は分別回収し、容器包装プラスチックの中間処理（選別、圧縮、梱包）を行い、指定されたリサイクル事業者に引き渡すことである。

リサイクルされた容器包装プラスチックは、プラスチック製品（パレット、擬木など）や化学原料として再利用されている。

〔容器包装プラスチック回収〕 (単位：t)

年度	3	4	5
回収量	5,722.1	5,580.1	5,380.2

4 街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

平成8年12月から区内の一部地域で、約30世帯に1か所の割合で回収用コンテナを設置し、毎週交互に飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始した。

その後、15年度までに、区内全域で毎週同時に回収する方式に変更した。18年度からは、ペットボトルの回収も区内全域で展開している。19年度からは、排出量の少ない小規模事業者についても有料で回収する事業を開始した。

〔街区路線回収量〕

(単位：t)

年度	3	4	5
アルミ缶	940.8	964.7	937.1
スチール缶	1,106.3	966.9	889.5
リターナブルびん	412.9	383.6	365.1
ワンウェイびん	4,884.6	4,629.7	4,414.7
ペットボトル	2,673.9	2,667.9	2,706.8
計	10,018.5	9,612.8	9,313.2

5 拠点回収（乾電池）

5年度末現在、区内88か所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。また、小学校2校では、児童を対象として使用済み乾電池の回収を行っている。

6 拠点回収（古着・古布）

集団回収に参加することが困難な区民に対して、リサイクルへの参加の機会を確保するため、平成13年度まで行っていたエリア古布回収支援事業を本事業に移行し、14年度から、区立施設を利用した古着・古布の回収を行っている。5年度は29か所を拠点として回収を行った。なお、平成17年度以降は春と秋の衣替えの時期に臨時回収を行っている。

7 拠点回収（廃食用油）

平成20年6月から家庭で不用になった天ぷら油・サラダ油などの植物油回収を開始した。5年度は45か所の区立施設等で回収を行った。

8 拠点回収（小型家電）

レアメタル等の有用金属資源のリサイクルを進めるため、平成23年9月から区立施設5か所に専用ボックスを設置し、他区に先駆けて小型家電9品目の回収を開始した。5年度末現在、16か所に設置し13品目の回収を行っている。

〔拠点回収量〕

(単位：t)

年度	3	4	5
乾電池	91.9	87.8	84.1
古着・古布	554.0	530.5	515.8
廃食用油	17.3	16.0	15.2
小型家電	5.9	6.0	6.3
計	669.1	640.3	621.4

9 事業系の資源回収支援

「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」という名称で回収業者が主体となり、商店街等の事業者から出るダンボール・板紙・OA紙等の古紙類を中心に回収を行っている。5年度は13事業所が参加し、37.1tを回収した。

●練馬区資源循環センター

循環型社会づくりの中心的施設として、平成 22 年 11 月に開館した。環境に配慮し、雨水利用、屋上緑化や太陽光発電設備等を設置している。

資源回収事業の充実・発展を担う事業拠点として、粗大ごみの収集・再使用や金属類の回収、不燃ごみの資源化に向けた金属類の選別作業などを行っている。

また、施設見学の実施や、相談コーナー・展示スペースを設けるなど、資源循環推進に関する普及・啓発に取り組んでいる。

(3) ごみの適正処理を進める

●ごみの収集・運搬事業の推進

「地方自治法」等の改正により、特別区は基礎的な地方公共団体となり、区民に身近な清掃事業などを担うこととなった。これにより、それまで都が担当していたごみの収集・運搬は、平成 12 年 4 月から区が行うようになった。

●ごみ排出ルールの確立

1 ごみの排出方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の 3 区分により行っている。可燃ごみは週 2 回、不燃ごみは月に 2 回収集している。

おおむね 30cm 角を超える家具などの粗大ごみは、粗大ごみ受付センターに申し込み、有料粗大ごみ処理券を貼って、指定された日に自宅前などに出すか、練馬区資源循環センターに持ち込む。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、平成 13 年 4 月に施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」により、リサイクル料金等を支払って販売店などに引き取ってもらうこととなった。また、家庭用パソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき、15 年 10 月からメーカーが自主的に回収、リサイクルを行っている。

なお、事業所や商店などが排出する事業系ごみは、許可業者に処理を依頼するか、有料ごみ処理券を貼って出す。

2 ごみの収集量

5 年度中に区内で収集したごみの種類・量は、つぎの表のとおりである。前年度と比較して、可燃ごみは 4,197t の減、不燃ごみは 343t の減、粗大ごみは 263t の減となった。

平成 23 年度から粗大ごみの資源化事業を開始し、5 年度は再使用家具 6,157 点 38.9t、家電分解品

42.2t、粗大鉄 575.0t、布団 71.2t、衣装ケース 1.8t を資源として回収した。

2 年度から不燃ごみの資源化事業を開始し、5 年度は蛍光灯 31.8t、小型家電 431.1t、金属類 696.0t を資源として回収し、ごみ量の抑制を図った。

〔ごみの収集量〕

(単位：t)

年 度	3	4	5
可燃ごみ	118,379	114,819	110,621
不燃ごみ	4,676	2,723	2,380
粗大ごみ	5,583	5,483	5,220
計	128,638	123,025	118,221

3 ごみの処理

区内の可燃ごみは、主に練馬清掃工場と光が丘清掃工場で焼却処理している。

不燃ごみは金属類、小型家電、蛍光灯等を選別したのち、中央防波堤内の不燃ごみ処理センターに搬入して、破碎・減容化している。さらに、鉄分・アルミ分を回収後、埋立処理している。

粗大ごみは再使用家具、金属、布団等を選別したのち、中央防波堤内の粗大ごみ破碎処理施設に搬入して破碎・減容化している。さらに、鉄分・アルミ分を回収後、可燃系粗大ごみは清掃工場で焼却し、不燃系粗大ごみは埋立処理している。

焼却灰の一部はセメントの原料としたり、加工した上で、建設資材として有効利用を図っている。

なお、清掃工場・不燃ごみ処理センター等の中間処理施設は東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分場（埋立処分場）は都が設置・運営している。

4 し尿と浄化槽の処理

現在、区内においては下水道の普及率はおおむね 100% に達しているが、109 戸程度でくみ取り式の便所が残っている。

また、区に届け出されている浄化槽は、5 年度末現在、5 基である。

5 犬猫等の死体処理および防鳥用ネットの貸出し

飼い主または土地・建物の占有者から、犬猫等の死体処理の依頼があった場合、および都・区道上の動物の死体処理については、清掃事務所で対応している。5 年度の処理件数は 651 件であった。

また、カラス等による集積所のごみの散乱を防ぐために、責任ある管理を条件に防鳥用ネットを貸し出している。平成 14 年 2 月から宅配サービスを開始した。5 年度の貸出枚数は 3,143 枚であった。

6 戸別訪問収集

清掃事務所では、65 歳以上の高齢者または障害者のみで構成されている世帯のうち、ごみを集積所まで持

ち出すことが困難で、身近な人の協力も得られない世帯について、戸別に訪問収集を行い、日常生活の負担を軽減するとともに区民生活の向上を図っている。5年度末現在、1,740世帯で収集を行っている。

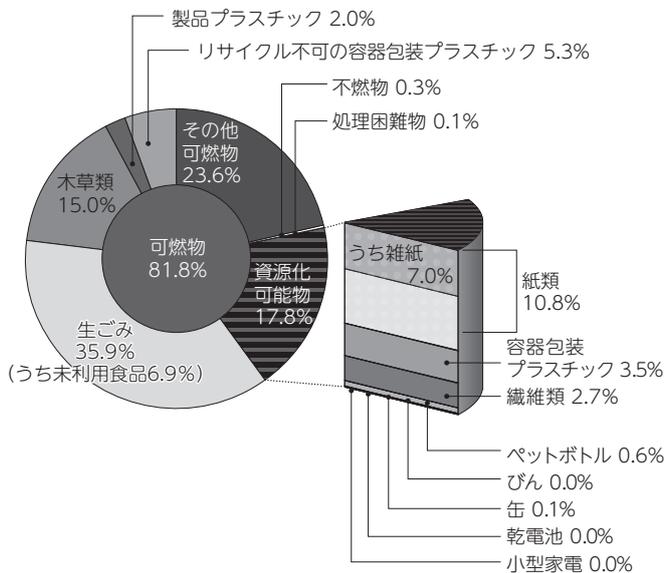
●資源・ごみの排出実態調査

家庭から排出されるごみの種別ごとの割合を明らかにし、資源化可能物の混入割合や正しく分別しているごみの割合を把握することを目的に、資源・ごみの排出実態調査を行っている。

5年8～9月に実施した調査のうち、可燃ごみの調査結果は、正しく分別されている割合が81.8%となっている。一方で、正しく分別されていない割合は18.2%で、そのうち、17.8%は紙類や容器包装プラスチックといった資源化可能物である。

[可燃ごみの調査結果]

5年度



●清掃事務所における排出指導

清掃事務所では、分別ルール等が守られていないごみに警告シールを貼付して排出者に自主的改善を促している。また、つぎのような改善に向けた取組を行っている。

1 ふれあい指導

区民・事業者に対して、集積所への適正排出や不法投棄の防止などについて、直接、個別に相談に応じ、指導・改善をしている。

2 青空集会

集積所単位から町会・自治会を対象として、ごみ・資源の分け方・出し方を、模擬ごみの分別体験により再確認をしてもらう。また、ごみの減量とリサイクルについて理解を深めてもらうための説明を行っている。

●一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければならない。

区が許可している業者数は、5年度末現在、247である。